

FIDIC 契約約款のポイント（第 12 回） リスク分配

建設/インフラニュースレター

2025 年 12 月 19 日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[加藤 洋成](#)

hi.kato@nishimura.com

[村田 智美](#)

t.murata@nishimura.com

1. はじめに

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。

今回は、FIDIC 契約約款における発注者と請負者の間のリスク分配について、主要なポイントを紹介する。

本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

2. リスク分配

工事の着工から竣工に至るまでの間には、法制の変更、災害の発生、異常気象、感染症の蔓延、地中障害の判明、インフレ、用地引渡の遅れ等、様々なリスク事象が発生し得る。これらのリスクが顕在化した場合に、発注者・請負者のいずれがそのリスクを負うのか、具体的には、請負者がそれらの事象によって必要となる工期延長や追加費用等の請求を行うことができるか否かは、一次的には当事者間で締結された契約(約款)において、どのようなリスク分配がなされているかによって決せられることになる。

各リスク事象に関してどのようなリスク分配を行うかについては、実務上広く使用されている約款の中でも考え方が異なっており、FIDIC 契約約款でもその種類によって異なる¹。

例えば、イエローブックと同様に請負者が設計及び施工を行うことが予定されているシルバースタック(EPC(Engineering Procurement Construction)契約及びターンキー契約向け約款とされる)においては、多くのリスクが請負者負担となっている(イエローブックとシルバースタックの具体的な違いについては、後記 3. を参照されたい。)。

¹ FIDIC 契約約款の種類については、本ニュースレター2022 年 11 月 18 日号（「FIDIC 契約約款のポイント(第 1 回)」）ご参照。

3. FIDIC 契約約款におけるリスク分配

1999年版のイエローブックとシルバークックにおける主要なリスク事象に関するリスク分配は、以下の表のとおりである²。イエローブックとシルバークックで結論が異なる項目については、行全体を緑色にしている。なお、表においては、発注者がリスクを負担する場面（請負者が工期延長や追加費用・正当な利益を請求できる場面）には○を、請負者がリスクを負担する場面（請負者が上記を請求できない場合）には×を記載している。条文番号は1999年版イエローブックの条文番号である。

関連条文	項目	Book	リスク分配(請負者による請求の可否)		
			工期	追加費用	正当な利益
1.9条	発注者の要求事項における誤り ³	Yellow	○	○	○
		Silver	×	×	×
2.1条	請負者に対する現場引渡の遅延	Yellow	○	○	○
		Silver	○	○	○
4.7条	計画位置の設定に関する誤り	Yellow	○	○	○
		Silver	×	×	×
4.12条	予見不可能な物理的条件	Yellow	○	○	×
		Silver	×	×	×
4.24条	化石、遺跡等	Yellow	○	○	×
		Silver	○	○	×
8.4条(c)	例外的に悪い気象条件	Yellow	○	×	×
		Silver	×	×	×
8.4条(d)	伝染病又は政府の行為を原因とする予見不可能な人員・資材の不足	Yellow	○	×	×
		Silver	×	×	×
8.5条	公共機関に起因する遅延	Yellow	○	×	×
		Silver	○	×	×
13.7条	法制の変更	Yellow	○	○	×
		Silver	○	○	×
17.3条(a)~(e) 17.4条	発注者のリスク(反乱・テロ行為、暴動、爆発物・放射線汚染、圧力波等)	Yellow	○	○	×
		Silver	○	○	×
17.3条(f)~(h) 17.4条	発注者のリスク(発注者側による工事出来形の使用・占有、設計、予見不可能な自然現象)	Yellow	○	○	△ ⁴
		Silver	×	×	×
19.4条	不可抗力 ⁵	Yellow	○	○	×
		Silver	○	○	×

² なお、レッドブックは、請負者の業務範囲が原則として施工に限定され、設計を含まない点でイエローブックと違いがあるが、リスク分配の考え方は概ねイエローブックと共通している。

³ 発注者の要求事項における誤りが、5.1条に基づき発注者の要求事項を精査する際に、経験ある請負者が相応の注意をしたとしても発見できない誤りであると考えられる場合に限る。

⁴ 発注者側による工事出来形の使用・占有（17.3条(f)）又は発注者側による設計（17.3条(g)）により工事出来形等に損害が発生した場合のみ請負者に正当な利益の請求が認められており、予見不可能な自然現象（17.3条(h)）により損害が発生した場合には請求は認められない。

⁵ 不可抗力事由により、請負者の義務の履行が妨げられた場合のリスク分配の規定を指す。

表で整理したとおり、イエローブックとシルバーブックでは、以下の事象が発生した場合のリスク分配の定め方が異なっている。

いずれの事象に関しても、イエローブックが請負者による工期延長や追加費用・正当な利益の請求を認めている一方で、シルバーブックは認めておらず、各リスクを請負者に負わせている。

- ・ 発注者の要求事項 (Employer's Requirements) に誤りがあった場合 (1.9 条)
- ・ 契約上定められた又はエンジニアが通知する計画位置に関して誤りがあった場合 (4.7 条)
- ・ 予見不可能な物理的条件により、工程遅延ないし追加費用が発生した場合 (4.12 条)
- ・ 例外的に悪い気象条件によって、工事の完成が遅延した/する場合 (8.4 条(c))
- ・ 伝染病又は政府の行為を原因とする予見不可能な人員・資材の不足によって、工事の完成が遅延した/する場合 (8.4 条(d))
- ・ 発注者側による工事出来形の使用・占有、設計又は予見不可能な自然現象により工事出来形等に損害が発生した場合 (17.3 条(f)~(h)、17.4 条)

4. 公共機関に起因する遅延 (8.5 条) と法制の変更による調整 (13.7 条)

最後に、上記 3.において紹介した FIDIC 契約約款のリスク分配に関する規定のうち、類似する状況に関して規定している 8.5 条と 13.7 条について紹介する。

(1) 公共機関に起因する遅延 (8.5 条)

請負者は、以下の要件をすべて満たす公共機関の行為を理由とする期間の延長が発生した場合には、8.4 条 (b)に基づき、工期延長を請求することができる。

- (a) 請負者が定められた手続を誠実に履践していること
- (b) 当局が工事を遅らせ又は妨害したこと
- (c) 遅れが予見不可能 (Unforeseeable) であったこと

典型的には、請負者が必要な手続を履践していたにもかかわらず、当局が合理的理由なく工事の中断を求めてきたため、これに従わざるを得なかった場合等が該当する。

なお、本条によって認められるのは工期延長のみであり、追加費用や正当な利益の請求は認められない。

(2) 法制の変更による調整 (13.7 条)

請負者は、基準日 (Base Date) より後に、工事を施工する国 (Country) において法令変更や法令解釈の変更があり、工事の実施に影響が及ぶ場合には、工期延長や追加費用の請求をすることができる。

なお、8.5 条において「遅れが予見不可能であったこと」が工期延長を請求するための要件とされているのと異なり、本条においては、法令の変更が基準日時点で予見可能であったかどうかは問われない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com